

船舶事故等調査報告書

平成24年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第158号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年5月23日 11時00分ごろ	
発生場所	兵庫県洲本市鳥飼浦沖 鳥飼港沖防波堤灯台から真方位030° 1,000m付近 (概位 北緯34° 22.8′ 東経134° 45.1′)	
事故等調査の経過	平成23年9月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 押船 第三十一若菜丸^{わかえい}、19トン 282-16527徳島、株式会社セノオ（船舶所有者）、兼子建設株式会社（運航管理会社）</p> <p>B 起重機船 第三若菜丸^{わかえい}、963トン 株式会社セノオ（船舶所有者）、兼子建設株式会社（運航管理会社）</p>	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 推進器翼に曲損及び欠損 B なし	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、船首約0.9m、船尾約2.9mの喫水でB船を押航し、鳥飼浦沖の作業現場に接近中、平成23年5月23日11時00分ごろA船が浅所に乗り揚げた。</p> <p>A船は、その後、機関を停止して船体及び付近海面を確認し、自力離礁した。</p> <p>船長Aは、作業現場付近の水深を確認していなかった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 北、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：下げ潮の中央期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船はB船を押航して鳥飼浦沖の作業現場に接近中、船長Aが水深の確認をしていなかったことから、A船が鳥飼港沖防波堤灯台北北東方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、A船がB船を押航して鳥飼浦沖の作業現場に接近中、船長Aが水深の確認をしていなかったため、A船が鳥飼港沖防波堤灯台北北東方沖の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	